

憲法が息づく社会へ I

日本国憲法には、103の条文があります。憲法と聞くとむずかしいような気がして、敬遠してしまいがちですが、実は私たちの暮らしの中に根ざしたものが多くあります。今月から私たちの暮らしと日本国憲法について連載します。

1月号では、日本国憲法第25条【生存権、国の社会的使命】について考えます。

日本国憲法第25条

- ①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
②国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



最低賃金の学習の中によく出てくる憲法25条です。生存権とは「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」であり、全国一律最賃制度と最低賃金の引き上げは、25条に基づいています。そしてすべての生活において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生をよりよいものにしていくことは、国の社会的使命なのです。

賃金だけでなく、社会的に弱い立場にある人を守る社会福祉、社会保険などの公的扶助(公助)、国民の健康を保持、増進させるための保健機関や衛生活動などの向上は、国の役割です。生存権は、憲法が保障した人権なのです。憲法25条があるから私たちの暮らしは守られているのです。

憲法クイズ

() の中に当てはまる言葉は、何でしょう。

憲法25条 すべて国民は、() 最低限度の生活を営む権利を有する。

答えは、8面にあります。

憲法が息づく社会へⅡ 日本国憲法は国のかたち

日本国憲法には「条文」の前に「前文」があります。「前文」には、一番大事な考え方「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」が書かれています。悲惨な戦争に傷ついた日本国民が、二度と戦争の惨禍をくりかえさないための大切な理念です。

現在、改憲への議論があります。改憲を推進する意見は、「日本国憲法でかけた理想と、現在の理想が変わってきたから」といいます。本当にそうなのでしょうか。「理想」は変わったのでしょうか。今月は、日本国憲法がめざす「理想」について考えます。



() のなかに当てはまる言葉は何でしょう？(答えは8面にあります)

日本国憲法前文から：そもそも国政は、国民の厳粛な(A)によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の(B)がこれを使ひ、その福利は国民がこれを享受する。

- ①A権利、B内閣 ②A選挙、B政権 ③A信託、B代表者

政府が憲法を変えたい理由

政府は、なぜ憲法を変えたいと思っているのか、全労連 憲法闘争・平和対策局長 竹下 武さんに聞いてみました。



政府は、この4項目を改憲の理由にしていますが、どれも危険なことばかりです。

1. 9条に自衛隊を明記

9条に自衛隊を明記することのねらいは、憲法違反の集団的自衛権の行使を認める安保法制のもとで、自衛隊が米軍とともに戦争に参加することを合法にすることです。自衛隊は、他国を武力攻撃することが可能になります。

3. 参院選合区解消

法のもとの平等から、参議院選挙で1票の格差を是正するため、選挙区に合区があります。改憲案は「各都道府県から1人の議員を選出すべき」とし、合区をなくそうとしています。選挙制度は、法律で解決できることです。

2. 緊急事態条項の創設

大地震その他の大規模災害に備えて、内閣は国会審議なしで政令を出すことや国政選挙を延期できるようするねらいです。今は新型コロナの大流行も理由にあげて、総理に権限を集中させ、移動の自由や表現の自由など国民の人権を一方的に制限できるようになります。

4. 教育の充実

26条には、国民は教育を受ける権利があると明記されています。「教育の無償化」は国民の要求です。改憲案では、主語が国民から「国は」となり、「教育の無償化」の文言ではなく、「教育環境の整備に努めなければならない」となっています。

私たち日本国民は、選挙によって代表者を選び、国を治めてもらうことにしました。政治家に力があるのは、私たち任せたからであり、政治家が作り出すものは私たちが決めしたことなのです。しかしどうでしょう。私たちが暮らしやすい社会になっているでしょうか。理想の社会に近づいているでしょうか。9条に自衛隊を書けば、世界中から戦争がなくなるのでしょうか。職場のなかまや家族で話し合ってみましょう。

日本国憲法【前文】

前文は「日本国民は」で始まっています。そしてその文の終わりは「この憲法を確定する」となっています。日本国民がきめた憲法です。憲法とは國のかたちを決めるものです。つまり、この國のかたちを決める力は、私たち国民にあるのです。



日本国民は、正当に選挙された国会における代表を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを使ひ、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国ののみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

憲法が息づく社会へⅢ 職場のなかにもいかされている憲法

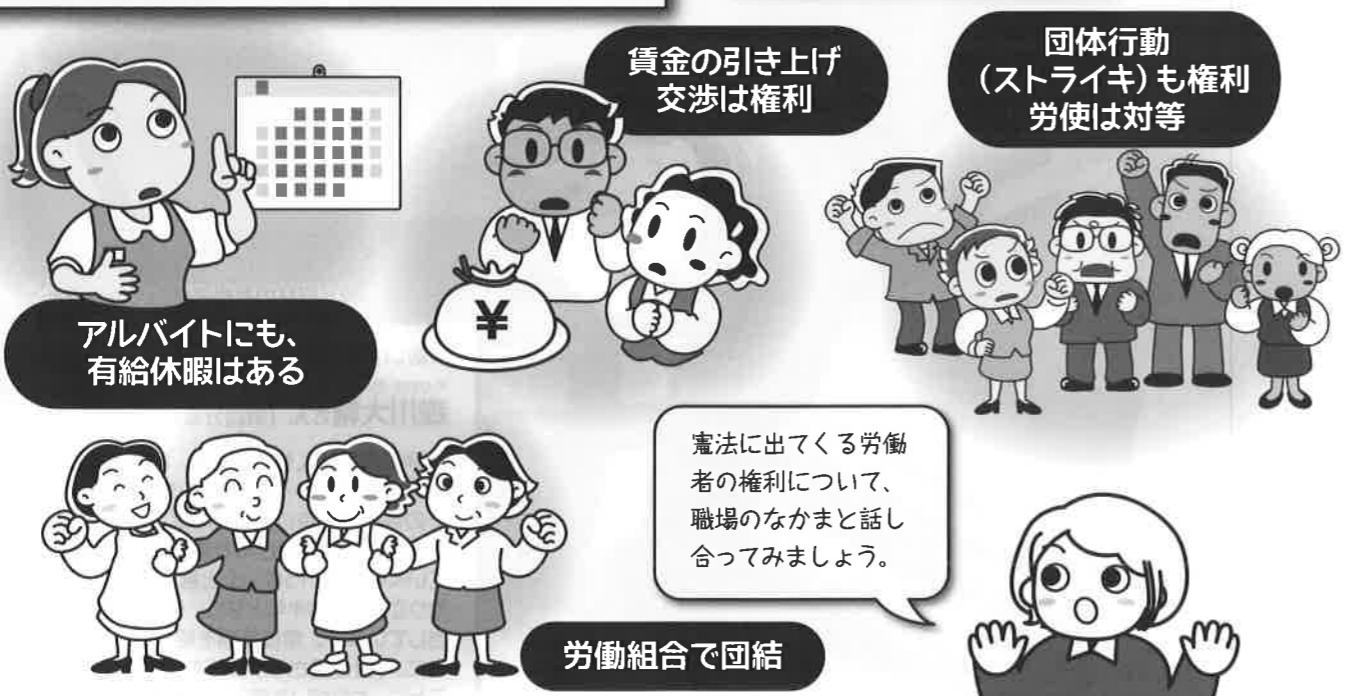
憲法の中には、私たち労働者に欠かせない条文があります。なぜ、労働者のための条文があるのでしょうか。今月は「職場の中の憲法」についていっしょに考えましょう。

資本主義経済が発展するなか20世紀半ばまで、労働者は低賃金、長時間労働などの劣悪な労働条件や失業のために生活は厳しいものでした。労働者と使用者（雇用主）の力に差があるために、労働者は不利な立場に立たざるをえなかったのです。そのため、労働者と対等の立場に立たせることを目的として、日本国憲法では、労働基本権が保障されています。

憲法は労働者の味方

第27条

- ①すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
- ②賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③児童は、これを酷使してはならない。



憲法クイズ

日本国憲法第27条第2項では「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定しています。これを受けて1947年に制定された労働者保護と、労働条件の最低基準を定めた法律は？

- (答えは8面にあります)
- ①労働基準法 ②労働者保護法 ③派遣労働法

個人が大切にされ、みんな違ってみんないい

職場や社会の中で、なぜ？と思ったことがありますか。たとえば、既婚の女性が旧姓のままで働いていたり、「自分は女性だから・男性だから、仕方ない」と思うことなど。憲法には、だれもが自分らしく生きる権利があり、だれもが平等であると書かれています。条文を読んで考えてみましょう。



第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条

- ①すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- (②③省略)

個人が尊重される社会、違いを認めあう社会について職場のみなさんと話してみましょう。



ジェンダー平等、LGBTQ、男女の賃金格差など女性やマイノリティーの問題がクローズアップされ、当事者が声をあげています。選択的夫婦別姓についても身近な問題として話し合われるようになりました。一人ひとりが尊重される社会、違いを認め合う社会は、憲法がかかる大切な理念です。

改憲ではなく憲法を生かす政治に／

「憲法改悪を許さない全国署名」がスタートしました。とりくみ期間は、1次集約4月20日、最終集約は6月20日です。職場のなかまと学習をしながら、署名にとりくみましょう。憲法16条では、請願する権利が保障されています。

第16条

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

